

指定事項の変更があった場合（当該変更のあった日から30日以内に届出が必要）

◇変更届の提出遅れ、未提出は違反行為に該当します。変更があった場合は期日内に必ずご提出ください。◇

届出の種類 添付が必要な書類		定款の写し	登記事項証明書 (法務局で発行した原本)	住民票の写しまたは 外国人登録証明書の写し (各区役所で発行した原本)	誓約書	備考
指定事項 の変更 内容	事業者の氏名 又は名称	法人 ○	○			登記事項証明書 住民票の写しは 発行から3ヶ月以内のもの 定款は直近のもの
		個人※ ○		○		
	住所	法人 ○	○			
		個人 ○		○		
	代表者	法人 ○	○		○	
	役員	法人 ○	○		○	
	主任技術者の 氏名	法人 ○				氏名変更後の「主任技術者の 免状もしくは技術者証」の写し
		個人 ○				
	事業所の名称 又は所在地	法人 ○				支店移転等本店の変更登記や 住民登録の変更を伴わないもの
		個人 ○				
電話番号 F A X 番号	法人 ○				事業者のものか事業所のものか 明記する	
	個人 ○					

※個人：個人事業主

主任技術者の選任解任があった場合（遅滞なく届出の提出が必要）

主任技術者の選任	様式第8号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書と「給水装置工事主任技術者の免状もしくは技術者証」の写し
主任技術者の解任	様式第8号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書のみ